最終更新日：2018年5月1日
株式会社石井表記
代表取締役会長兼社長　石井　峯夫
問合せ先：常務取締役管理本部長　渡邊　伸樹
証券コード：6336
http://www.ishiihyoki.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、変動する経営環境下において迅速な意思決定により、企業価値を最大限に高めることが経営上の最も重要な課題であるとともに、法令遵守を主とする企業倫理の維持についても重要な課題であると認識しております。その実現のため、株主、社員、取引先、地域社会など各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、取締役会、監査役会、内部監査室などの組織機能を整備・強化し、内部統制システムの整備・コンプライアンス経営の維持により、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えており、また、投資家の皆様へは、迅速かつ適確な情報開示により経営の透明性向上にも努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

（補充原則１－２－４）
当社は、現時点において費用対効果の観点から議決権電子行使プラットフォームの利用や英文の株主総会招集通知作成を行っておりません。今後は海外投資家の比率などの株主構成を踏まえ、必要に応じて検討を行います。

（補充原則１－２－５）
当社は、信託銀行等の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することはできないことから、基準日時点で株主名簿上に記載または記録されている者以外の実質株主が株主総会へ出席し、議決権行使及び質問等を行うことは原則認めておりません。
ただし、あらかじめ株主総会への出席の申し出があり、かつ当該者が実質的な株主であることが確認できた場合には、株主総会会場への議決権行使等を認めることを信託銀行と協議しつつ検討しています。

（補充原則２－２－１）
当社は、当社の経営理念及び企業倫理（行動倫理規範）が浸透し定着しているか否かを定期的にレビューし、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が醸成されるよう努めてまいります。

（補充原則３－１－２）
当社の海外投資家等の比率は現状4.5%であり、また過去5年間の平均値（集計時時点の単純平均）においても1.5%であります。したがって2018年４月末時点においては費用対効果の観点からIR情報の英語での開示・提供は行っておりませんが、今後、海外投資家等の比率を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。

（補充原則４－１－２）
当社は、中期経営計画を公表しておりませんが、可能な限り将来性を指し示す活動に対しての理解が得られるような情報開示を行っております。

（補充原則４－１－３）
当社取締役会は、経営理念等や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画について適切に監督を行ってまいります。

【原則４－２．取締役会の役割・責務（２）】
当社取締役会は、将来のリスクを伴う重要な判断を行う際や、取締役会に上程される議案について、取締役相互に多角的かつ十分な検討を重ね意思決定を行っております。
また、取締役報酬については、会社の業績や潜在的リスクを反映させ、適切に設定し、インセンティブ付けの検討を行ってまいります。

（補充原則４－２－１）
当社は、現時点では取締役報酬にインセンティブ付けを行っておりません。今後、会社の業績に応じ、取締役が企業家精神を発揮できるよう適切な設定を検討してまいります。

（補充原則４－１０－１）
当社は、会社法で定めるところの監査役会設置会社を採用しており、諮問委員会等の任意の仕組みは活用しておりませんが、経営者の指名・評価・報酬など重要な事項に関する検討については、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るよう努めております。

（補充原則５－１－２）
（１）当社は、IR管掌取締役として取締役管理本部長を選任しております。
（２）当社は、管理本部を窓口として株主・投資家からの問い合わせに対応しており、取締役管理本部長の管掌のもとに、定期的にミーティングを実施し有機的な連携を図っております。
（３）当社は、個別面談以外の対話の手段として投資家説明会等は実施しておりません。今後は、投資家説明会等の開催の体制整備、取組みに関する方針について検討してまいります。
（４）当社は、株主からの問い合わせや意見・懸念につきまして、IR管掌取締役が取りまとめ、取締役会で報告・共有しております。
（５）当社は、株主との対話にあたっては、未公表の重要事実の取扱いについて、インサイダー取引防止を目的とした社内規程である「インサイダー取引防止規程」に基づき、適切な情報管理に努めております。

【原則５－２．経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、補充原則４－１－2に示す理由から中期経営計画の策定及び公表を行っておりませんが、次年度に対する経営戦略、経営計画及び経営資源の配分等につきまして、有価証券報告書や決算短信等の各種開示資料中にて説明を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
当社は、他社株式について取得、譲渡、保有ならびに議決権の行使を行うに際し、以下の方針に沿った運用を行います。
1．単なる安定株主としての政策保有は行いません。
2．ビジネス上のメリット（安定的かつ継続的な商製品供給や調達、開発や営業活動等を共同して行うなど）があると判断できる場合に限り、取得ならびに継続保有を行うこととします。
3．議決権の行使については政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点で判断します。
4．当社が保有する他社株式の状況については年１回以上取締役会で報告し、それらの取得拡大、譲渡、継続保有、議決権の行使に関して取締役会にて議論ならびに判断を行います。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規程に基づき該当する役員の利害に直接関係する内容の決議に関しては、当該役員を定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、全ての役員に対して、関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を毎期実施しており、関連当事者間の取引について監視する体制を構築しております。

【原則３－１．情報開示の充実】
（１）経営理念、ビジョンを当社ウェブサイトに掲載しております。
http://www.ishiihyoki.co.jp/company/policy.html
（２）コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
（３）取締役及び監査役の報酬に関しては、役職、職務執行内容及び責任等を総合的に判断したうえで適切性等について検討し、株主総会にて承認された報酬総額の範囲内で、取締役会及び監査役会において決定を行っております。
（４）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会において決定を行っております。
（５）取締役及び監査役の選任の理由につきましては、株主総会の招集通知（当社ウェブサイト参照場所、
http://www.ishiihyoki.co.jp/IR/notification.html）に記載しております。

（補充原則４－１－１）
当社取締役会は、会社法で規定された範囲の重要な業務執行の決定に加え、定款で定められた事項、内部統制システムに関する事項及びその他重要事項の決定を取締役会規程に定め審議しております。業務執行に関しては、職務決裁権限規程に定めた範囲内で経営陣に委任しております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、証券取引所の基準を満たす独立社外取締役を２名選任し、社外取締役独自の外的な視点から経営陣等と意見交換を行っており、現段階において独立社外取締役としての役割、責務を十分に果たしております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所の定める基準に準拠しております。また、独立社外取締役は、経験と見識から客観的立場で率直な意見陳述ができる人物を選定しており、取締役会において独立性をもって判断し忌憚のない意見を述べることができるよう配慮しております。

（補充原則４－１１－１）
当社取締役会は、取締役候補を、営業、技術、製造、法務、会計・税務、財務、行政に関する専門的な知見を有するかの観点から取締役会で偏りが生じることがないよう指名を行っております。

（補充原則４－１１－２）
取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、その合理性を取締役会で検証し、兼任が生じた場合は株主総会招集通知及び有価証券報告書に毎年開示してまいります。

（補充原則４－１１－３）
当社は、現在のところ取締役会全体の実効性の分析及び評価は行っておりませんが、今後取り組むべき課題として認識しており、その取り組み内容を検討してまいります。

（補充原則４－１４－２）
当社のトレーニング方針は、取締役及び監査役は自らの判断において知識及びスキルの更新を行うべきであると考えており、取締役及び監査役に対してその役割・責務に必要な知識を習得する機会を提供し、会社の費用負担において、必要な知識の習得や更新を行うこととしております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、IR管掌取締役として取締役管理本部長を選任し、適切な情報開示を行うとともに、株主からの問い合わせの対応を行っております。株主との対話内容については取締役会等で情報共有を行っております。一方で、当社は現在、投資家説明会を開催しておりませんが、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討してまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
石井　峯夫	1,908,446	23.34
石井　敏博	615,000	7.52
イシイヒョーキ従業員持株会	545,366	6.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	202,200	2.47

石井　幸蔵	167,060	2.04
石井　博幸	161,380	1.97
株式会社三菱東京UFJ銀行	144,000	1.76
石井　朋子	138,240	1.69
松井証券株式会社	112,900	1.38
株式会社広島銀行	110,000	1.34

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	1 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井　裕工	他の会社の出身者											
本田　祐二	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井　裕工	○	―――	長年に渡る広島県庁での地方行政等における豊富な経験と高い知識を有し、その専門的な知識を活かし職務を適切に遂行いただけると判断し選任しており、また上記a～kのいずれにも該当しておらず一般株主と利益相反が生じる恐れがないと考えられるため独立役員として指定しております。
本田　祐二	○	―――	弁護士としての豊富な経験・見識を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で独立性をもって経営監視を遂行いただけると判断し選任しており、また上記a～kのいずれにも該当しておらず一般株主と利益相反が生じる恐れがないと考えられるため独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計に関する事項につきましては、会計監査人より監査の方法および結果に関する報告を受けた上で、その適法性・相当性を確認しております。
内部監査室は1名の専任担当者を配置し、各監査役とも連携を図りながら業務監査を計画的に行い、その監査結果を経営者に報告し、被監査部門に対しては、改善事項の指摘を行い定期的に改善の実施状況を確認することで、実効性の高い監査を実施しております。
また、内部監査室は、内部監査結果について会計監査人および監査役に報告する等、相互に連携することにより、会計監査人および監査役が当社の内部統制に関する理解を深め、より効率的、効果的な監査が行われるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松浦　勇三	その他													
森末　辰彦	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松浦　勇三	○	―――	（選任理由） 経験、知識とも豊富で社会的な地位からも適任であることから選任されました。この重要な職責を全うでき、公正、適切な監査、監督を行える人物であると考えております。 （独立役員としての指定理由） 当社および経営陣との間に特別な利害関係は無く、社外監査役として適切に経営の適法性および妥当性等の監視をしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し指定しております。
			（選任理由） 経験、知識とも豊富で社会的な地位からも適任であることから選任されました。この重要な職責を全うでき、公正、適切な監査、監督を行える人物であると考えております。

森末　辰彦	○	―――	（独立役員としての指定理由） 当社および経営陣との間に特別な利害関係は無く、社外監査役として適切に経営の適法性および妥当性等の監視をしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役の報酬は、短期的な業績変動による影響を受けるものではなく、中期的な成長の評価であると考えており、インセンティブ制度は、現在実施しておりませんが、今後、業績に応じ取締役が企業家精神を発揮できるよう、適切な設定を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬等の内容
取締役および監査役に支払った報酬の総額
取締役　74百万円
監査役 （社外監査役含む） 10百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の求めに応じ、担当部門より情報提供を適宜行っております。また、社外監査役にも、取締役会への出席機会を確保し、職務実効状況や重要な意思決定の過程、結果等について把握する機会を確保しており、取締役会の日程を予め通知しております。臨時で取締役会を開催する場合には、原則として1週間前に日程、議題を通知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・業務執行について
　当社では、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に経営判断が行える体制になっております。また、毎月、当社全部門が参加する経営会議を実施し業務執行状況の報告を行い逐次監督しております。
・監査、監督について
　当社の経営監督機能といたしましては、監査役制度を採用しております。常勤監査役1名を含む3名体制であり、そのうち2名が社外監査役であります。監査役は取締役会に可能な限り出席し、適宜意見の表明を行うなど、業務執行の適法性・効率性等を監査しております。また、必要がある場合には、外部専門家（公認会計士、社会保険労務士、弁護士等）にも公正な立場で適宜アドバイスして頂いております。
・指名、報酬決定等について
　取締役の候補者指名は取締役会決議としております。
監査役の候補者指名は監査役会の同意のもと、取締役会決議としております。
各取締役の報酬等は取締役会において、各監査役の報酬等は監査役会においてそれぞれ決議しております。
・会計監査人について

会計監査は、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。公認会計士は、平成30年１月期については松嶋敦氏、中原晃生氏の２名であります。また、補助者は公認会計士７名、その他６名であります。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

当社の社外取締役は石井裕工氏および本田祐二氏の２名であります。

当社の社外監査役は松浦勇三氏および森末辰彦氏の２名であります。

４名はいずれも当社との人的、資本的または取引関係その他利害関係を有しておらず、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であり、業務の適正性・適法性の観点から取締役の職務の執行を監督しております。

社外取締役は、行政の豊富な経験、地元企業に関する知見および弁護士としての経験、見識を活かし、独立した立場で株主利益の最大化という観点から、取締役会において意見を述べるという役割を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。なお、社外取締役本田祐二氏が代表社員弁護士となっている弁護士法人ばらのまち法律事務所は当社の顧問弁護士事務所であり、当社は同事務所に顧問弁護士料を払っております。当社への経済的依存度は極めて低く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

社外監査役は、財務および会計に関する知見および警察行政に関する豊富な経験をもとに、株主からの負託を受けた当社取締役の職務の執行の監査という機能について、独立した立場から行うという役割を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。

社外取締役および社外監査役は、取締役会、監査役会等において、それぞれの経験、見識等に基づき、独立した観点から必要な発言を行っており、こうした質疑等を通じて、直接、間接的に内部監査、監査役監査、会計監査と連携して、内部統制所管部署の業務執行に対する監督や監査を行い、牽制機能を果たしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレート・ガバナンスを充実させる方法として、内部統制システムの構築を重要課題の1つとして認識しております。
具体的には、コンプライアンス体制、情報保存管理体制、リスク管理体制、効率的職務執行体制、グループ会社管理体制、監査役の職務執行を効率的にするための体制の構築について以下の通り整備することに努めております。

（コンプライアンス体制）

（1）取締役会は、取締役および使用人の業務執行が法令・定款に準拠して適正かつ健全に行われるべく、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

（2）取締役会は、「行動倫理規範」を制定し、周知・徹底を図り、業務執行の適正を確保する体制構築に努める。

（情報保存管理体制）

取締役会議事録、その他取締役の職務執行に係る文書については、「文書管理規程」その他関連規則を整備し、これに基づいて保存・管理するとともに、取締役、監査役はこれらの文書を閲覧できる体制を整備する。

（リスク管理体制）

取締役会は、リスク管理について、「リスク管理規程」を制定するとともに、事業活動に伴う重大なリスクの顕在化の防止、リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理体制を整備する。

（効率的職務執行体制）

（1）取締役会において、経営の基本方針、経営戦略を決定するとともに中期経営計画、年度予算の具体的な経営目標を定め、進捗状況を定期的に確認しその達成を図る。

（2）取締役会は、各取締役の権限、責任の分配を適正に行い、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的に行う。

（3）組織構造についても随時見直しを図り、より一層の効率化を推進する。

（グループ会社管理体制）

（1）取締役会は、「会社関係管理規程」の整備を行うとともに、当社グループの相互密接な連携を図り、経営の効率的運営体制を整備する。

（2）取締役会は、グループ会社の事業に関して、各々担当取締役を任命し、事業運営について監督するとともに定期的に取締役会に報告する。

（3）担当取締役は、「行動倫理規範」の周知・徹底を図り、業務執行の適正を確保する体制構築に努める。

（監査役が職務補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項）

必要に応じ、監査役の業務補助のため監査役スタッフを選任することとし、その人事については取締役と監査役が協議を行なう。

（取締役及び使用人が監査役に報告するための体制）

取締役及び使用人は、会社に多大な損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。

（監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制）

（1）取締役は、監査役が取締役会のほか重要な会議または委員会に出席する機会を確保する。

（2）監査役と内部監査室ならびに会計監査人は、定期的な協議の機会を設けて意見交換を通じ、連携を強化する。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方）

当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを目的とし、これらの反社会的勢力に対しては、所轄の警察署や顧問弁護士の指導を仰ぎながら、毅然とした態度で対応してまいります。

（反社会的勢力排除に向けた整備状況）

当社は、「財団法人暴力追放広島県民会議」の賛助会員になっており、警察関連団体や企業防衛対策協議会等の講演に参加し、情報の収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

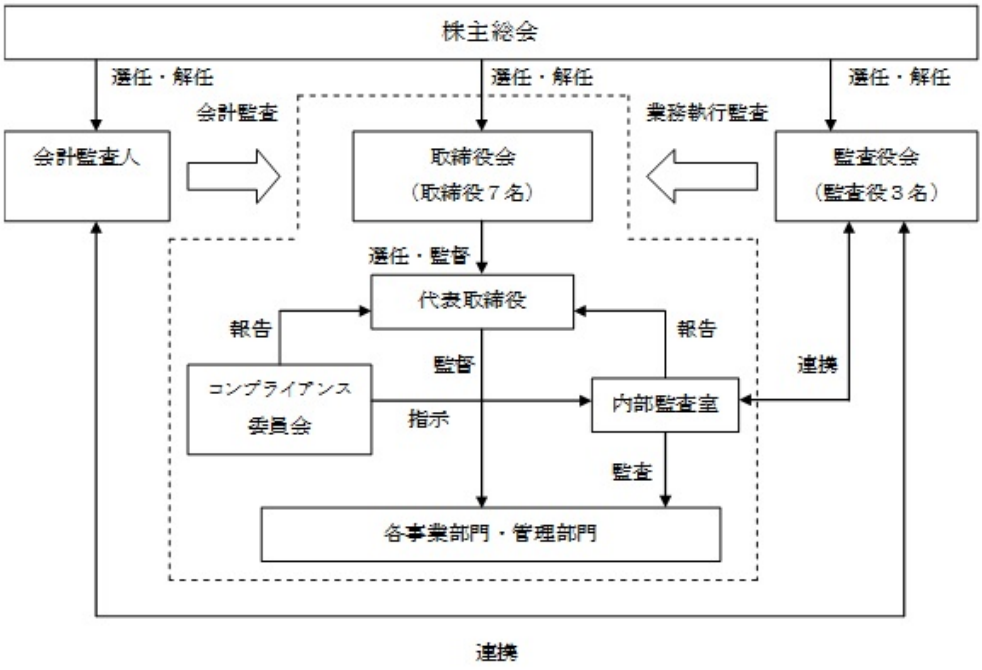
該当項目に関する補足説明

現在の株主構成では、企業買収は想定できないと考えており、導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、変動する経営環境下において迅速な意思決定により、企業価値を最大限に高めることが経営上の最も重要な課題であるとともに、法令遵守を主とする企業倫理の維持についても重要な課題であると認識しております。その実現のため、株主、社員、取引先、地域社会など各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、取締役会、監査役会、内部監査室などの組織機能を整備・強化し、内部統制システムの整備・コンプライアンス経営の維持により、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えており、また、投資家の皆様へは、迅速かつ的確な情報開示により経営の透明性向上にも努めてまいります。



（注）当社は、行動倫理規範の社内への浸透の徹底及び事業のリスク情報の吸い上げのため、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、さらに「コンプライアンス委員会」の下部組織として「安全衛生委員会」「５Ｓ委員会」「改善委員会」を組織横断的に設置しております。

また、通常の業務ラインとは別に重要な情報が現場から経営層に迅速に伝わるように「社内相談制度」を整備しております。